

別 紙

入会金及び会費に関する規則

(入会金)

1. 本会の入会金は1会員につき次に掲げる金額とする。

(1) 調査士会員 金50,000円

(2) 法人会員 金50,000円

(会費の金額)

2. 本会の会費は、1会員につき1月あたり、次に掲げる金額とする。

(1) 調査士会員 金12,000円

(2) 法人会員 金12,000円

ただし、2以上の事務所を有する法人会員は、2事務所目から1事務所につき金6,000円を加算した金額とする。

3. 月の中途において、入会又は退会する場合の会費は、当該月を1月として計算する。

(会費の納入方法)

4. 会費は、1年を2期に分け、4月より9月までを第1期、10月より翌年3月までを第2期とし、理事会において定めた方法により、それぞれ当該期の最初の月の末日までに各期分を前納するものとする。ただし、2期分以上を前納しても差し支えない。

5. 1期の中途において入会する者の前納会費は、入会しようとする月より前項本文の規定により当該月の属する期の末日までの会費の合計額とする。

(支部交付金)

6. 本会は、支部ごとに、当該支部会員から納入された会費の10%を、当該支部に、その事務費として交付する。

(滞納会費)

7. 会則第84条の規定により、会員である資格を失った者は、退会后速やかに滞納会費を納入しなければならない。

8. 前項の者が、再び入会しようとするときは、入会と同時に入会金及び滞納会費を納入しなければならない。

平成17年5月21日 改正